

# 一般質問から

## 税務行政について

**Q** 共有名義の土地等の固定資産税納税通知書は共有名

義者のうちの一人に対し、全体の額について通知されていることから、一部では他人名義のものまで払っていたとの相談が寄せられています。

このことから、これを土地等の持分に応じた税を算出し個々の所有者に通知するようにできないでしょうか。

**A** 地方税法第10条の2第1項におきまして、「共有物共同使用物、共同事業により生じた物件又は共同行為に対する地方団体の徴収金は、納税者が

連帯して納付する義務を負う。」と規定されています。

なお、マンション等の区分所有に係るものについては別扱いとなつていますが、区分所有に係る共有資産以外につきましては、各人に対して分離した形での課税はできないものと考えております。

なお、平成15年度からは、納税通知書に当該共有者の氏名を表示するなどの改善を図つたところでございます。

鹿野 泰司

## 都市型企業の誘致策について

**Q** つくばエクスプレス新線・開業を2年後に控えて、条件の良い八潮の地へ多くの住宅や商店・将来性ある企業等を誘致するための施策「中小企業小口資金融資制度の融資条件の見直し」「市内で操業・開業する人への改装費と、家賃の一部助成制度」また「市内の土地を取得し、住宅や事業を営むための、土地に係る固定資産税額の2分の1を奨励金として補助する」制度の早期実現についてお尋ねします。

**A** 新線開業に併せた、住宅・優良事業所等の誘致策

による、八潮の「まちづくり」についての質問の趣旨は同感です。

小口融資制度についても、信用保証協会の関係もあり、今後見直しについても要望し、先進地の状況を見ながら、調査、研究してまいりたいと考えております。

広沢 昇



## 財政について

**Q** 滞納者に対する徴収の方法、徴収率を向上するための方策は考えているのかお尋ねします。

**A** 滞納者に対する徴収の方法としては、法令に基づき督促状・催告状などの文書催告をはじめとして、電話催告、夜間納税相談、休日納税相談、夜間臨宅、休日臨宅などを実施しております。

なお、滞納が解消されない場合には財産調査等を行い、財産の差押などの滞納処分を行っております。

また、徴収率を向上する対策

朝田 和宏

につきましては、八潮市市税等収納率向上特別対策本部を設置し年末から年度末にかけて、管理職の協力を得て夜間臨宅徴収を実施し、徴収率の向上に向けての取組を実施するとともに、徴収事務の効率的な運営を図るため、徴収補助員による臨宅徴収を実施しています。

## 市長の公約について

**Q** 市長選挙中に多くの公約をしましたが、選挙後2年経過した現在、どのくらい実現したか説明をしてください。

**A** 「生活圏拠点づくり構想」として6つの公約の柱を掲げました。①生活基盤整備の充実②産業振興対策③教育④福祉⑤合併⑥行財政改革、これらの実現に向けて努力をしているところであり、主な公約実現について申し上げます。

まず「生活基盤整備の充実」でつくばエクスプレス開業は、「平成十七年秋」西新2号線の今年度の開通予定。次に「産業振興対策」について、不況対策

資金保証料補助金・新規創業資金融資利子補給金、住宅改修資金補助金など、また、現行の補助金の限度額引上げ等を実施。「教育」では、市民大学の開校、チームティーチングを充実さらに全小中学校に補助教員の配置。「福祉」について「小型児童館」の整備「知的障害者児・一時保護事業」の実施。「合併」について、市民の皆様講演会

豊田 吉雄

の開催、広報で情報の提供を行う。最後に、「行政改革」について「市民政策会議」を設置、「行政評価制度」も導入。

## 合併について

**Q** 現状では、5市1町の合併は難しいように思います

**A** 合併問題につきましては各自自治体の将来を決める非常に重要な問題であり、どのような取組みが最も望ましいことであるのか、慎重に検討していく必要があると存じますが、本市を始めとして、埼玉県東南部地区の将来を考慮した場合、5市1町による合併が最も望ましいものと関係市町間で共通に理

解されており、ご提案の段階的に合併を考えると手法もあると存じますが、合併は様々な点で非常にエネルギーを必要とするものであり、合併を繰り返すことは相対的に困難なものと存じますことから、現時点では、最も望ましいと考えております5市1町の合併に向けた努力を続けてまいりたいと存じます。

立川 弘美

## 公共施設の業務委託について

**Q** 改正自治法が施行され、公共施設の管理運営が民間企業に委託できるようになりましたが、今後の取組についてお伺いします。

**A** 国における構造改革特区の推進や、地方自治体における行政評価制度の導入など、それぞれの機関において行財政改革が進められております。

このような中、施設の利用率や収益性向上、コストの削減などを目的として、公共施設の管理を民間業者に任せることができるよう、地方自治法の改正が行われたところでございます。

本市では、公共施設の外部委託の推進について検討すること

武之内清久

託の推進について検討することが第2次八潮市行政改革大綱後期実施計画に位置付けられており、現在検討しているところで、さらに改正法の詳細を把握でき次第、調査研究を進めて参ります。

今後、さらなる市民サービスの向上や、行財政運営の合理化及び効率化を図るため、民間等の能力やノウハウを幅広く活用しながら、最少の経費で最大の効果を挙げるよう努めてまいりたいと考えております。